

藤枝市高齢者運転経歴証明書交付手数料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の市民に対し、交付手数料を助成するものとし、その助成に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証で、法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 受けているすべての運転免許（法第84条第1項の運転免許をいう。）について、法第104条の4第1項の規定による取消しを申請し、法第107条第1項第1号の規定により運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項の運転経歴証明書をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上（自主返納を行った日現在）の者で、平成25年4月1日以後に運転免許証を自主返納し運転経歴証明書を所有する者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、運転経歴証明書交付手数料の1,100円とし、助成金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転経歴証明書の写し
- (2) 交付手数料の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、運転経歴証明書を取得した日から1年以内にしなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、助成金交付決定及び確定通知書（第2号様式）又は助成金不承認決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定した申請に対し、速やかに助成金を申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に作成されている改正前の第1号様式による用紙については、当分の間これを調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の運転経歴証明書交付手数料助成金について適用し、平成29年度分までの運転経歴証明書交付手数料助成金については、なお従前の例による。